特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号
清算株式会社　株式会社ＬＦＳ
代表清算人　森脇　啓太
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13675番93
清算株式会社　株式会社ハウス・デポ・シンドウ
代表清算人　西田　隆二
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２５号
東京都武蔵野市御殿山１丁目７番６号
清算株式会社　スタジオルークス株式会社
代表清算人　續麻　貴士
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第３７号
愛知県春日井市西高山町３丁目１番地の８
清算株式会社　株式会社中京フォーム
代表清算人　林　　正敏
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙債権額・配当額一覧表「債権者名」欄記載の協定債権者（以下、併せて「本件協定債権者」という。）に対し、別紙同表「債権額」欄記載の協定債権の2.877％に相当する（但し、１円未満は切り捨てる。）別紙同表「配当額」欄記載の配当額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が、特定の金融機関の預金口座への振込送金を文書で求めたときは、当該預金口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　本件協定債権者が前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対して、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
3　第１項の弁済の後に、清算株式会社に残余財産があることが判明した場合には、清算株式会社は、本件協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額について、本件協定債権者が有している債権額の割合に応じて弁済する。この場合、本件協定債権者が、第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。ただし、換価代金から必要な費用を控除した残額が５万円に満たないときは、本特別清算手続のための追加弁護士報酬として、清算人代理弁護士稲田正毅において収受するものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２６年（再）第２６号
東京都中央区銀座３丁目７番６号
再生債務者　廣済堂開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋１丁目５番８号　西新橋一丁目川手ビル２階　岡綜合法律事務所　弁護士　岡　　伸浩
平成26年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２７号
千葉県市原市寺谷666番地
再生債務者　株式会社千葉廣済堂カントリー倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　小畑　英一
平成26年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２８号
埼玉県秩父市堀切136番地
再生債務者　株式会社廣済堂埼玉ゴルフ倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目１番１号　丸の内マイプラザ　あさひ法律事務所　弁護士　三森　　仁
平成26年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２９号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎905番地
再生債務者　株式会社丸双運輸
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
平成26年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３０号
東京都東久留米市下里１丁目７番２号
再生債務者　株式会社船間産業
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
平成26年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３１号
東京都青梅市新町８丁目22番地の５サンクレイドル青梅新町1001
再生債務者　株式会社船丸梱包
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
平成26年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
栃木県足利市寺岡町1340番地
再生債務者　有限会社ホテルクリスタル
1　決議に付する計画案　平成26年５月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年７月25日午後１時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年７月11日
平成26年６月16日
宇都宮地方裁判所足利支部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号
神奈川県厚木市岡田3050番地
再生債務者　フェトン株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３８号
千葉県市川市八幡４丁目18番20―306号
再生債務者　下地　政樹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第４６号
千葉県八千代市大和田新田456番地113　アルファグランデ八千代緑が丘402号室
再生債務者　埴原　奈伎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係